災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書

秋 田 市株式会社ナガワ

### 災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書

秋田市(以下「甲」という。)と株式会社ナガワ(以下「乙」という。)は、災害時におけるレンタル機材(以下「機材」という。)の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害等の発生時又は発生のおそれがある場合 (以下「災害時」という。)において、甲と乙との機材の供給に係る協力 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(要請および協力)

- 第2条 甲は、災害時において、応急活動等に使用する機材を確保する必要 があるときに、乙に対し協力を要請(以下「協力要請」という。)するも のとする。
- 2 乙は、前項の協力要請を受けたときに、可能な範囲で協力するものとする。

(業務の範囲)

- 第3条 前条第1項の規定による協力要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 乙が保有又は調達可能な機材を甲に優先供給すること。
  - (2) 乙が保有又は調達可能な機材を甲の指定する場所まで運搬すること。
  - (3) 乙が保有又は調達可能な機材を甲の指定する場所に設置すること。

(機材の品目)

第4条 甲が要請する品目は、別表のとおり、仮設ハウス、業務用設備、冷暖房機器、仮設トイレ等、乙が保有又は調達できるものとし、乙の供給体制や被害の状況等に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

ただし、秋田県がプレハブ建築協会から斡旋を受けた会員へ発注する応 急仮設住宅を除く。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行う。

(機材の貸借)

- 第5条 機材の引渡しに係る日時、場所および貸出期間は、甲の希望に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 2 前項に基づき乙が運搬および設置した機材は、納入場所を管理する甲が 品目、数量等を確認の上、引取るものとする。

### (協力要請の方法)

- 第6条 甲は、第2条第1項の規定に基づく協力要請を行う場合、災害支援 要請書(第1号様式)により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電 話等により行うことができるものとする。この場合、事後において、速や かに災害支援要請書(第1号様式)を提出するものとする。

### (実施報告の方法)

- 第7条 乙は、第2条第2項の規定に基づき協力した場合、速やかに甲に災害支援報告書(第2号様式)により、報告するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施報告は、緊急を要するときは口頭又は電 話等により行うことができるものとする。この場合、事後において、速や かに災害支援報告書(第2号様式)を提出するものとする。

#### (経費の負担)

- 第8条 第2条第1項の規定による協力要請に基づき、乙が、機材の供給および運搬ならびに設置に要した経費は、甲が負担する。
- 2 費用は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の の上、決定するものとする。

#### (善管義務)

- 第9条 機材の所有権は乙に帰属するものとし、甲は善良な管理者の注意を もって機材を使用・管理するものとする。
- 2 機材の賃貸借の期間中および賃貸借終了後、乙に返還されるまでの期間 において、破損および毀損・滅失についての責は甲に帰属するものとし、 修理および補償ならびに損失の補てんに関する費用は全て甲の負担とす る。

#### (善管義務追加条項)

第10条 前条の善管義務は、地震、風水害等の災害を起因とする場合も同様とし、乙は甲の責に帰することができない破損および毀損・滅失に関しても、修理および補償ならびに損失の補てんに関しての費用を甲へ請求できることとし、甲はその支払義務を負うこととする。

### (連絡体制)

- 第11条 甲および乙は、情報の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者 および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。
- 2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

### (有効期間)

- 第12条 この協定書の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書で更新しない旨の通知がない場合は、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

#### (協議事項)

第13条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲 乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名の 上、各自1通を保有する。

令和6年12月3日

秋田市山王一丁目1番1号 甲 秋田市 秋田市長

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 乙 株式会社ナガワ 代表取締役社長

保有・調達可能なレンタル機材リスト

種類	仕様・品目
仮設ハウス	カタログを参照
業務用設備	デスク、テーブル、イス、プリンター、キャビネット、棚、ホワイトボード、ロッカー、シューズボックス、レターケース、空気清浄機、分煙機、テレビ、掃除機、電気ポット、電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機、コンロ、ベッド、ワイヤレスマイク、パーテーション
冷暖房機器	壁掛型エアコン、床置型エアコン、スポットクーラー、 扇風機、ブルーヒーター、石油ファンヒーター、石油 ストーブ、電気ストーブ、加湿器
仮設トイレ	ペダル式軽水洗トイレ、水洗式トイレ、汲取式トイレ、 ユニバーサルトイレ、フェンス、手洗用シンク
その他	入浴設備付仮設ハウス、仮設シャワールーム、資材用 テント、仮設ゴミ置き場、フェンス、バリケード

<sup>※</sup>詳細は商品カタログ参照

年 月 日

株式会社ナガワ 秋田営業所所長

様

秋田市長

# 災害支援要請書

災害時におけるレンタル用機材の供給協力に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

## 協力要請内容

m/2 × H1134.				
No.	品目·数量	納入日時・場所	期間	備考
1				
2				
3				
4				
5				

連絡責任者

秋田市総務部防災安全対策課

電 話 018-888-5434

F A X 018-888-5435

年 月 日

(宛先) 秋田市長

株式会社ナガワ 秋田営業所所長

## 災害支援報告書

災害時におけるレンタル用機材の供給協力に関する協定書に基づき、次のとおり報告します。

### 実施報告内容

No.	品目・数量	納入日時・場所	期間	備考
1				
2				
3				
4				
5				

連絡責任者 株式会社ナガワ秋田営業所 電 話 018-829-4110